



令和7年6月26日

株式会社じょうてつの乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和7年6月26日付けで、株式会社じょうてつ（札幌市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせいたします。

1. 事業者名

株式会社じょうてつ（札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号）
代表取締役社長 高木 克典

2. 対象路線

一般乗合バス路線のうち対キロ区間制運賃を適用している路線

3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃
○対キロ区間制 基準賃率 33.5円※1 初乗運賃 150円	○対キロ区間制 基準賃率 46.3円※1 初乗運賃 240円

※現行及び認可した基準賃率は、消費税10%を含む

（主要区間の実施運賃等）

実際に旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなりますので、詳しくはバス事業者のホームページをご参照ください。

<https://www.jotetsu.co.jp/bus/news/ash96e0000002cx6.html>

4. 実施予定日

令和7年12月1日（月）

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 経亀、平田
TEL：011-290-2741